

平成18年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	平成18年9月13日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	平成18年9月15日 午前10時00分
	閉 会	平成18年9月15日 午後 5時14分

1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁 悦 郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音 喜 多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
小 倉 利 一	高 橋 政 一	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭靖	デイサービス センター施設長	桂川実(兼務)
助役	大沼隆		
総務課長	田辺正保	出納室長	柿崎修一
税財政課長	佐藤悟	教育長	富澤泰
まちづくり 推進課長	北村誠	教委管理課長	米内山法敏
		教委指導室長	酒井裕之
町民課長	久保一将	教委生涯 学習課長	藤田稔
保健介護課長	豊原隆弘		
福祉課長	松見弘文	教委体育 振興課長	松浦正之
環境政策課長	小島信夫		
産業振興課長	大崎広也	監査委員	今村實
建設課長	佐藤雅寛	監査事務局長	松澤武夫
病院事務長	斉藤健一	農委事務局長	藤田稔
水道課長	高根行晴		
特別養護老人 ホーム施設長	桂川実		

1. 会議録署名議員

5番	中川孝之		
6番	佐藤淳一		

1. 会期

9月13日から9月15日までの3日間(休会なし)

1. 議事日程及び付議事件
別紙のとおり

1. 議事の顛末
別紙のとおり

厚岸町議会第3回定例会議事日程

(18.9.15)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		議会運営委員会報告
第3	議案第107号	厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
第4	議案第103号	平成18年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第104号	平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第105号	平成18年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第106号	平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算
第5	認定第1号	平成17年度厚岸町水道事業会計決算の認定について
	認定第2号	平成17年度厚岸町病院事業会計決算の認定について
第6	意見書案第6号	ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める要望意見書
第7	意見書案第7号	出資法および貸金業規制法の改正を求める要望意見書
第8		各委員会閉会中の継続調査申出書
第9		議員の派遣について

厚岸町議会 第3回定例会

平成18年9月15日
午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成18年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番中川議員、6番佐藤議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
9番、松岡委員長。
- 松岡委員長 昨日、第19回議会運営委員会を開会しました。追加議案、議案第107号 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての審査方法につきましては、本日、本会議において審査することといたしました。
以上で報告を終わります。
- 議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（稲井議員） 日程第3、議案第107号 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
税財政課長。
- 税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第107号 厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。
このたびの一部改正につきましては、都市計画税課税区域を変更するもので、現行規定で課税区域とする区域から除かれている門静地域について、課税区域とする改正を行おうとするものであります。
都市計画税は、快適で住みよいまちづくり、いわゆる都市計画事業にかかわる費用の一部に充てる上で重要な財源となる目的税であることは、既に周知のとおりであります。これらの趣旨にかんがみ、今後におきましても、持続的な都市計画区域の均衡ある整備発展と良好な維持を図るとともに、さらには税負担の公平性を期するため、当該地

域について課税区域とする改正を行おうとするものであります。

条例改正の内容であります。追加議案書の1ページであります。

厚岸町都市計画税条例（昭和42年厚岸町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(当分の間、門静1丁目から4丁目を除く。)」を削るとするものであります。

附則であります。

第1項、施行期日であります。この条例は平成20年1月1日から施行するとするものであります。この施行期日につきましては、賦課期日及び十分な周知期間並びに準備期間等を考慮し、平成20年1月1日とするものであります。

第2項、経過措置であります。この条例による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成19年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上、まことに雑駁な説明であります。提案理由とさせていただきます。

ご審議の上ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。

（なし）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（稲井議員） 日程第4、議案第103号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算、議案第104号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第105号 平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第106号 介護サービス事業特別会計補正予算、以上4件を一括議題とします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

（「議長、議案のところで、平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算と言いました。18年度でございますので、訂正願います」の声あり）

- 議長（稲井議員） すいません。議案第105号 平成17年というふうになってはいますが、平成18年ということが正式な年度であります。それから議案第106号につきまして

も、平成18年度介護保険サービス事業補正予算と入れてください。

(発言する者あり)

●議長（稲井議員） いや、私の表現があれです。
税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第103号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算案（3回目）の提案理由を説明させていただきます。

平成18年度厚岸町一般会計補正予算（3回目）。

平成18年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところとする。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,616万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億4,912万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算の歳入歳出予算補正であります。記載のとおり歳入では7款11項、歳出では9款20項にわたり、それぞれ5,616万9,000円の補正であります。

事項別により説明させていただきます。

9ページをお開き願います。

歳入であります。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金、身体障害者デイサービス事業負担金2万6,000円の増、2節児童福祉費負担金411万1,000円の増であります。真竜保育所、厚岸保育所については入所児童数の決定によるものであります。宮園保育所につきましては、主に2歳児受け入れ増によるものであります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金1,001万1,000円の増であります。説明欄記載のとおりであります。障害者自立支援法の本年10月1日から施行される新たな事業体系等へ移行される支援給付に要する費用にかかわる国庫負担金の組み替えであります。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金621万3,000円の減、説明欄記載のとおりであります。国庫負担金と同様、障害者自立支援法10月1日施行分にかかわる地域生活支援事業に要する費用にかかわる国庫補助金の組み替えであります。

7目消防費国庫補助金、1節防衛施設周辺整備事業補助金26万円の減、事業決定による減であります。

3項委託金、2節民生費委託金、1節社会福祉費委託金、基礎年金事務委託金、21万3,000円の増であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金、500万4,

000円の増であります。説明欄記載のとおりであります。国庫負担金と同様に障害者自立支援法10月1日施行分にかかわる支援給付に要する費用の道負担分の組み替えでございます。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金412万円の減、説明欄記載のとおりであります。道負担金と同様、障害者自立支援法10月1日施行にかかわる地域生活支援事業に要する費用にかかわる道補助金の組み替えであります。2節児童福祉補助金、産休等代替職員設置補助金38万4,000円の増、3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金、精神障害者居宅生活支援事業補助金30万8,000円の減、これは2目と同様、障害者自立支援法10月1日施行分にかかわる補助金の組み替え減であります。

4目農林水産業費道補助金、3節林業費補助金、北の里山づくり推進事業補助金、60万円の増、これは補助金確定によるものでございます。

17款財政収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入、貸地料3万7,000円の増でございます。2目1節利子及び配当金、釧路空港ビル配当金2万6,000円の増でございます。

11ページでございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入63万3,000円の増、主に住の江町3番地201売払代、筑紫恋42番地交換差金ほかであります。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金2,821万4,000円の増で、補正後の繰越金は、3,489万3,000円となるものでございます。

21款諸収入、6項3目3節雑入581万1,000円の増、主に賦課計算事務電算処理賠償金60万円の増、本年度償却資産賦課計算誤処理にかかわる業務受託業者からの賠償金であります。農業振興対策費369万円の増、歳出で出てまいります。北片無去5号道路整備にかかわる釧路太田農協負担分であります。いきいきふるさと推進事業補助金100万円の増、厚岸町観光PR及び観光調査委託経費にかかわる助成金決定による増であります。水道管破損補償費30万7,000円の増、尾幌地区農業水道配水管破損にかかわる補償費であります。

22款1項町債、4目農林水産業債、1節農業債、道営厚岸第2地区公共牧場整備事業債990万円の増、草地開発事業債であります。3節水産業債、地域水産物供給基盤整備事業債230万円の増、これは床潭漁港過疎対策事業債であります。

6目土木債、2節道路橋梁債20万円の減、過疎対策事業債の住の江町2号線整備事業債1,390万円の減、この減分につきましては湾月町横2の通り整備事業債1,370万円に振りかえるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて13ページ、歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、工事請負費283万5,000円の増であります。役場庁舎吹き抜け部分の補修工事であります。

4目情報化推進費133万9,000円の増、総合行政情報システム業務処理委託料とシステム借上料の増であります。

10目企画費、9節旅費29万2,000円の増、ふるさとフェア村山参加交流にかかわるものでございます。

11目財産管理費、19節負担金補助金及び交付金、2万円の増、公共下水道受益者負担金の増であります。

2項徴税費、1目賦課納税費93万円の増。

15ページになります。

非常勤職員の賃金、共済費の増でございます。

3項1目戸籍住民登録費、7節賃金9万7,000円の増、上尾幌駐在所代替職員にかかわる賃金であります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、9節旅費4万4,000円の増、情報統計職員研修旅費の増であります。

6項1目監査委員費10万9,000円の増、監査委員職員研修会にかかわる旅費及び会議負担金の増であります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費40万7,000円の増、社会福祉一般特別旅費1万3,000円の増、保健福祉総合センター・健康広場39万4,000円の増、この内容につきましては、これまで保健福祉総合センターあみか21分の暖房用燃料費については、町立厚岸病院に負担金として支出していたものを、今後直接あみか21から支出経理するための組み替えであります。

17ページから21ページにわたりますが、まず17ページ、2目心身障害者福祉費620万5,000円の増、障害程度区分等審査会、これは財源内訳の補正であります。心身障害者福祉一般、主に北海道社会福祉施設運営財団88万8,000円の増であります。以下説明欄に記載のとおりであります。補正内容は障害者自立支援法の本年10月1日から施行される新たな事業体系へと移行される、いわゆる自立支援給付等の経費の組み替えであります。

2ページにまたがっておりますが、既にお手元に配付の議案第103号説明資料、この資料が19ページから21ページのいわゆる組み替えの説明資料でございます。この予算書の説明でいきますと、かなり事業別予算が前後しますので、資料としてお配りしておりますので、ご参照願いたいと思います。

3目心身障害者特別対策費、9節旅費3万5,000円の増、公費負担医療費受託にかかわる説明会出席旅費の増であります。

4目老人福祉費140万4,000円の増、介護保険特別会計繰出金25万4,000円、介護サービス事業特別会計繰出金115万円の増であります。

5目国民年金費21万3,000円の増、主に賦課計算電算処理システム修正委託料の増であります。

7目社会福祉施設費162万9,000円の増、主に集会所65万7,000円の増でございます。

23ページ。

消耗品10万6,000円の増、住の江地区集会所屋根塗装塗料代でございます。使用料及び賃借料21万円の増、仮設足場借上料でございます。備品購入費26万8,000円の増、有明地区集会所物置等購入の経費でございます。コミュニティセンター整備91万円の増でございます。これは宮園白浜コミュニティセンター床修繕料であります。

2項児童福祉費、4目児童福祉施設費789万円の増、真竜保育所臨時保育士賃金の増であります。

5目児童館運営費95万円の増。

25ページになります。

友遊児童館、子夢希児童館、臨時職員賃金の増であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目健康づくり費48万6,000円の減、障害者自立支援法10月1日施行分にかかわる精神障害者居宅生活支援に要する経費の組み替えで、民生費心身障害者福祉費への組み替えでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費994万8,000円の増、道営厚岸第2地区公共牧場整備事業負担金の増であります。

7目農業施設費8万6,000円の増、尾幌酪農ふれあい館外灯修繕料でございます。

8目農業水道費56万7,000円の増、主に尾幌地区農業水道配水管破損修理代であります。

2項林業費、27ページになります。

2目林業振興費、町民の森造成事業、北の里山づくり推進事業補助金60万円補助金確定による財源内訳補正であります。3項水産業費、3目漁港管理費10万7,000円の増、これは湾月漁港トイレの修繕料であります。

4目漁港建設費243万3,000円の増、床潭漁港事業費増によるものでございます。

5目養殖事業費188万9,000円の増、主に修繕料118万4,000円の増、カキ種苗センター冷房設備の修繕であります。原材料費51万8,000円の増、施設修繕用資材購入であります。29ページ。

6款1項商工費、3目食文化振興費27万9,000円の増、厚岸味覚ターミナル非常灯蓄電池取りかえ等修繕料の増でございます。

4目観光振興費220万円の増、いきいきふるさと推進事業費助成金100万円の助成決定に伴う、厚岸町観光PR及び観光調査委託料の増であります。

5目観光施設費5万4,000円の増、子野日公園フィールドアスレチック解体に伴う廃棄物運搬手数料でございます。

7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費、12節役務費27万円の増、作業車両検査手数料の増でございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費55万3,000円の増、これは主に直営作業車両及び大田門静間道路交通規制機材の借上料であります。2目道路新設改良費580万9,000円の増、これは住の江町2号線整備事業1,463万6,000円の減、この路線は当初予算の計上時点で、工事費のうち道路排水工事を公共下水道事業により実施するため、当該道路排水工事費を減額するものであります。

31ページになります。

湾月町横2の通り整備事業1,450万円の増、住の江町2号線事業費減額分の組み替えで、歳入で説明いたしました過疎債の充当により実施するものであります。北方無去5号道路整備事業594万5,000円の増であります。この路線は釧路大田農協が建設中の堆肥料センターへの連絡道路の整備で、工事請負費及び一部町の直営で整備するものであります。

5項公園費、2目公園事業費70万円の増、松葉町憩いの広場、支障物件調査委託料の増であります。

8款1項消防費、1目常備消防費6万2,000円の減、消防車両整備事業、事業決定に伴う減であります。

9款教育費、2項小学校費、1目学校運営費1万7,000円の増、これはグランドピアノ

調律等の増であります。

33ページ。

2目学校管理費115万円の増。需用費53万円の増、役務費50万円の増、委託料12万円の増、真龍小学校改築に伴う各種消耗品の購入及びピアノ等大型備品の運搬料、電子機器移設に伴う調整委託料の増分でございます。

4目学校建設費600万円の増、真龍小学校改築に伴います備品購入費であります。

5項社会教育費、5目博物館運営費、10万円の増、主に海事記念館暖房循環ポンプ等修繕費の増でございます。

6項保健体育費、2目社会体育費、体育施設32万5,000円の増、スケートリンク型枠改修にかかわる消耗品、資材購入の増でございます。スポーツ振興費32万5,000円の減、管内スポーツフェスタ中止に伴う負担金及び同実行委員会への補助金の減であります。

4目学校給食費、15万6,000円の増。

35ページになります。

学校給食センター、学校給食栄養計算パソコンソフト使用料の増であります。

12款1項1目給与費、財源内訳補正であります。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

1ページにお戻りください。

債務負担行為の補正であります。

第2条債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正追加であります。事項、真龍小学校屋体改築事業実施設計に関する債務負担、期間、平成19年度、限度額、752万9,000円であります。

債務負担行為に関する調書補正でございますが、下記に記載のとおりでございます。

再び1ページへお戻り願います。

地方債の補正であります。

第3条地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

5ページの第3表で説明をさせていただきます。

第3表地方債補正変更であります。過疎対策事業210万円の増、草地開発事業990万円の増、合計で1,200万円の増であります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

6ページをごらんいただきたいと思っております。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄でございますが、17年度末現在高、116億8,041万9,000円、今回1,200万円増額し、年度内発行額で14億8,660万円となり、18年度末見込額は120億9,433万8,000円となるものであります。

以上をもちまして議案第103号の説明を終わります。

続きまして、議案第104号の説明に移らせていただきます。

議案第104号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（3回目）。

平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,198万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億194万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開きください。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では3款3項、歳出では4款4項にわたって、それぞれ1億1,198万7,000円の補正であります。事項別により説明させていただきます。

4ページをお開き願います。

歳入であります。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金、2節過年度分1,000円の減、4款1項1目療養給付費等交付金、2節過年度分、948万7,000円の増、7款1項共同事業交付金、2目1節保険財政共同安定化事業交付金、1億250万1,000円の増。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、9節旅費6万3,000円の増、実務講習会受講旅費であります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、財源内訳の補正であります。

2目退職被保険者等療養給付費、これも同じく財源内訳の補正であります。

5款1項共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金1億250万1,000円の増であります。これは国民健康保険法の改正に伴い、市町村国保間の保険料の平準化及び財政の安定化を図るため、本年10月から施行されます保険財政共同安定化事業に要する経費を追加するとともに、その財源として歳入で説明いたしました同事業の交付金を充当するものでございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、3目償還金、精算返還金942万3,000円の増、療養給付費等負担金他前年度分償還金であります。

以上をもちまして議案第104号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第105号の説明に移らせていただきます。

議案第105号 平成18年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1回目）でございます。

平成18年度厚岸町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,294万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,660万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次ページをお開き願いたいと思います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。歳入では4款4項、歳出では4款5項にわたってそ

れぞれ2,294万8,000円の増であります。

事項別により説明させていただきます。

4 ページになります。

歳入であります。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、5 目1 節介護保険事業費補助金107万1,000円の増、制度改正に伴うシステム改修事業費補助金であります。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目1 節利子及び配当金、介護給付費準備基金利子7,000円の増でございます。

7 款繰入金、1 項1 目1 節一般会計繰入金25万4,000円の増、8 款1 項1 目繰越金、1 節前年度繰越金2,161万6,000円の増、これは平成17年度決算による繰越金確定による繰越金でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、介護保険事務電算処理でございます。これは財源内訳補正であります。

3 項介護認定審査会費、2 目認定調査等費132万5,000円の増、主に介護認定調査にかかわるケアマネジャー賃金の増であります。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費、老人介護支援センター委託料104万6,000円を負担金補助及び交付金に振りかえるものであります。

5 款1 項1 目介護給付費準備基金費、介護給付費準備基金積立金1,264万2,000円の増であります。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、2 目償還金、精算返還金898万1,000円の増、平成17年度介護給付費、これは国、道、でございますが、及び支払基金交付金精算返還金であります。

以上をもちまして議案第105号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第106号の説明に移らせていただきます。

議案第106号 平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（1 回目）でございます。

平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1 条第1 項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2 億8,163万9,000円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開きください。

第1 表でございます。

歳入歳出予算補正であります。歳入では3 款5 項、歳出では1 款1 項にわたってそれぞれ134万9,000円の補正であります。

事項別により進めさせていただきます。

4 ページをお開き願います。

歳入であります。

1 款サービス収入、3 項 1 目 1 節自己負担金収入、短期入所身体障害者居宅支援自己負担金と、障害者短期入所自己負担金 1 万円の振りかえであります。4 項身体障害者居宅支援助収入、2 目 1 節短期入所身体障害者居宅支援助収入 5 万 7,000 円の減であります。

5 項自立支援給付費収入、1 目 1 節障害者短期入所介護給付費収入 5 万 7,000 円の増であります。補正内容は、障害者自立支援法 10 月 1 日施行分にかかわる組み替えでございます。

8 款繰入金、1 項 1 目 1 節一般会計繰入金 115 万円の増であります。

9 款諸収入、1 項 1 目雑入、1 節実費収入、デイサービス身体障害者居宅支援給食実費収入 1 万 5,000 円の減、2 節雑入、身体障害者デイサービス事業 21 万 4,000 円の増であります。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費、職員人件費、財源内訳補正であります。身体障害者デイサービス支援 7 万 9,000 円の増。

5 目デイサービス身体障害者居宅支援事業費、デイサービスセンター身体障害者居宅支援 7 万 9,000 円の減、補正内容は、障害者自立支援法 10 月 1 日施行分にかかわる 2 目との組み替えでございます。

6 目短期入所身体障害者居宅支援事業費、短期入所身体障害者居宅支援 6 万 9,000 円の減。

7 目包括的支援事業費、包括的支援 134 万 9,000 円の増、主に保健師退職希望による臨時職員賃金 116 万 3,000 円の増であります。

8 目障害者介護給付事業費、障害者短期入所 6 万 9,000 円の増、補正内容は障害者自立支援法 10 月 1 日施行分にかかわる 6 目との組み替えでございます。

以上をもちまして議案第 103 号から 106 号の説明を終わらせていただきます。

大変雑駁な説明ではありますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長（稲井議員） お諮りいたします。

ただいま説明をされた本 4 件の審査につきましては、議長を除く 17 名の委員をもって構成する平成 18 年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって本 4 件の審査につきましては、議長を除く 17 名の委員をもって構成する平成 18

年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定しました。

- 議長（稲井議員） 本会議を休憩します。

午前10時39分休憩

午後 3 時57分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（稲井議員） 日程第4、議案第103号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算、議案第104号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第105号 平成18年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第106号 平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算、以上4件を再び一括議題といたします。本4件の審査については平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

4番、小澤委員長。

- 小澤委員長 ご報告申し上げます。

平成18年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第103号 厚岸町一般会計補正予算など4件の審査につきましては、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（稲井議員） 初めに議案第103号 平成18年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第105号 平成18年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は原案可決であります。
委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第106号 平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。
委員長の報告は原案可決であります。
委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（稲井議員） 本会議を休憩いたします。
企業会計の決算審査特別委員会が引き続き開催されることになっております。

午後 4 時01分休憩

午後 4 時50分再開

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。
- 議長（稲井議員） ここで時間の延長を行いたいと思います。
本日の会議時間は、本日の議事日程が全部終了するまで時間延長したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本日の会議時間は本日の議事日程が全部終了するまで時間延長を行うことに

決定をいたしました。

- 議長（稲井議員） 日程第5、認定第1号 平成17年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第2号 平成17年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上2件を再び一括議題といたします。

本2件の審査については、企業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長からの報告を求めます。

8番、音喜多委員長。

- 音喜多委員長 本委員会に付託されました認定第1号 平成17年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第2号 平成17年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上2件の審査については、本日委員会を開催し、理事者から詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました。その結果、いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

- 議長（稲井議員） 初めに、認定第1号 平成17年度厚岸町水道事業会計決算の認定についてお諮りいたします。

委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

- 議長（稲井議員） 次に、認定第2号 平成17年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、お諮りいたします。委員長の報告は認定であります。

委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり認定されました。

- 議長（稲井議員） 日程第6、意見書案第6号 ドクターヘリの全国配備へ新法制定を求める要望意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（高橋係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

●議長（稲井議員） 提出者であります竹田議員により提案理由の説明を求めます。
16番、竹田議員。

●竹田議員 貴重な時間をいただきありがとうございます。

意見書のとおりではありますが、つけ加えて少々申し上げたいと思います。

1分1秒を争う救急医療の分野で、これまでの救命実績を大きく塗りかえるドクターヘリが各地で活躍している中、現在までに7県で導入され、多くの患者の蘇生のドラマが生まれています。ドクターヘリは、救急専用の医療機器等を装備したヘリコプターを救命救急センターに常駐させ、消防機関や医療機関からの出動要請に応じ、医師、看護師が同乗して救急現場に急行し、搬送段階から患者に対する救命医療を行うことができる専用ヘリコプター。人工呼吸器や患者の状況監視装置など、救急専用の各種医療機器を装備する空飛ぶ救命治療室とも言うべきものであります。半径50キロメートルの範囲であれば、現場まで15分以内に急行ができる。大規模災害や重大な事故の発生のほか、初期治療の回復のかぎを握る突発性の心筋梗塞や脳卒中などの患者に大きな効果を発揮することがわかっております。

日本では、厚生労働省が1999年度及び2000年度に東海大学救命救急センター、神奈川県警と川崎医科大学の救命救急センターの2カ所でドクターヘリを試験的に導入し、効果を検証しました。その結果、東海大学救命救急センターでは、ヘリコプターで搬送した482例を分析したところ、ヘリを使用しなかった場合に比べ死亡率が約30%から約19%に、障害が残る例が約15%から約9%にそれぞれ減少、逆に障害が残らず完全に社会復帰する例が約31%から49%大幅にふえ、顕著な効果が明らかになっております。

一人の人間が永久的に復帰されず病院へ入院したままと社会復帰とは、医療費の問題を考えてみると、大変大きな差が出るということは言うまでもありません。一人の入院費が何十円もかからない長期入院と、それに反し短期入院の金額の差は数百万、あるいは数千万とも言われております。これはまさしく医療削減へつながるものと思われま

す。これを踏まえて厚生労働省はドクターヘリを全国に展開するため、2001年度からドクターヘリ導入促進事業を創設、都道府県はドクターヘリを導入する場合、事業費の2分の1を国が補助する。ドクターヘリが導入された7県では救命率が大幅に向上し、感動的な救命へのドラマがマスコミで多々紹介されております。

例えば千葉県のドクターヘリは2001年10月から1年間で約299人を搬送し、推定ではドクターヘリの活用で、死者が半分程度に減少していることがわかっております。自治体によっては救命率の向上に向け、消防防災ヘリに医師を同乗させ、救急現場に向かうなどの工夫をしているところもあります。ドクターヘリを救急医療の切り札と位置づけ、早期導入に取り組んできた2001年の予算編成に当っては、ドクターヘリの全国的普及を要望し、さきの衆議院選ではドクターヘリの拠点地域を4年以内に3倍に拡大し、10年後には各都道府県に1カ所、全国で50カ所の整備を目指していただきたいということでもあります。

議員各位のご理解、ご賛同をいただき、心からよろしくお願い申し上げます。
以上です。

- 議長（稲井議員） 質疑の前に意見書の字句の訂正をさせていただきたいと思います。
後ろから5行目、「道県10機の運行にとどまっています。導入が進まない要員の一つは、」
この「要員」、人員の員になっているのですが、原因の「因」に訂正をしていただきたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） それでは、そのように訂正をすることに決定させていただきます。
それでは、これより質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（稲井議員） 日程第7、意見書案第7号 出資法及び貸金業規正法の改正を求める要望意見書を議題といたします。
職員の朗読を行います。

- 議事係長（高橋係長） 職員の朗読（朗読内容省略）

- 議長（稲井議員） 提出者であります音喜多議員より提案理由の説明を求めます。
8番、音喜多議員。

- 音喜多議員 ただいま上程いただきました意見書案第7号 出資法及び貸金業規正法の改正を求める要望意見書案について、提出者の私より大変貴重な時間、ご理解をいただきまして少し説明させていただき、議員各位の皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。
上げる次第でございます。

意見書案の求めるところは、ただいま朗読いただきました内容に尽きるのでありますが、この問題は個人にかかわる問題だけに、表面上あるいは公然としがたく、正確な数

値はさらにふえるものと言われておりますが、意見書案の文書及び私がこれから補足説明させていただきます数字も、日本弁護士連合会の公表されている資料をもとにしておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

さて今日、全国で消費者金融、いわゆるサラ金と言われるものや、クレジットあるいは商工ローン等で多額の負債の返済困難に陥っている方々は、多重債務者や中小零細事業者が主で、リストラや倒産による失業や収入減、生活苦、低所得などを理由とする不況型、生活苦型による自己破産が大半を占めていると言われております。その破産申立て件数は、平成14年度に20万件を突破して以来、平成15年に24万件、16年に21万件と高い水準で推移し、警視庁の統計で平成15年度にこれの経済的理由による自殺者は8,897人に上っております。

けさの道新をごらんになった方もいらっしゃるかと思いますが、消費者金融大手5社が貸手人に保険を掛け、自殺保険受領で3,600人が、またこれに関係する死因不明が2万件という痛ましい報道がされ、社会的問題になりつつあります。これらの多重債務者による自殺者はもとより、ホームレス、離婚、配偶者暴力、児童虐待ほかの犯罪等の被害を多く引き起こし、深刻な社会問題となっているのが実態であります。

これらを生み出す大きな要因の一つに、貸金業者の高金利が上げられております。バブルがはじけて以来、今日まで、長い間公定歩合が0.1%、銀行の貸し出し金利が2%以下という低金利時代に、利息制限法第1条の制限金利年利15%から20%以内をはるかに上回り、ほとんどの貸金業者が出資法上の上限金利29.2%で営業しております。いわゆるグレーゾーン金利で貸付をしているのが実態であります。

そのために、1店舗のみならず利息の支払いで複数の貸し出しで、いわゆる自転車操業で多くの多重債務者を生み出しているのが実態であります。また、日歩貸金業者、電話担保金融などは、出資法附則条項を適用し、特定金利とされ年利54.75%、そして昔からなじみの名称を持つ質屋さんは、何と月利9%、年利109.5%という高利な利息が公然と認められておりますが、そのことによって多くの国民が、ひいては自分の命まで縮める結果となっております。貸金業者が利息制限法上の制限利率で営業すると、多くの利用者も多重債務、自殺までに至らず完済できると日弁連は言っております。

本意見書案は、出資法上の上限金利及び附則の特例金利を廃止し、利息制限法第1条の制限金利20%以内に引き下げるよう求めるものでございます。

私も、消費者金融に手を出す者は個人の金銭または消費感覚であって、人がとやかく言うことはないと思ってまいりましたが、町内からもこのようなサラ金における相談事があり、その原因を知るとき、町内も氷山の一角にすぎないと察しております。

少し時間が長くなりましたが、どうか議員各位の特段のご理解を賜り、ご承認賜りますようお願い申し上げます、私からのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

●議長（稲井議員） これより質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（稲井議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（稲井議員） 日程第8、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
次期定例会までの間、閉会中における継続調査の申出書がお手元に配付されており、各委員長から提出されております。
お諮りいたします。
本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本件は申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（稲井議員） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。
厚岸町議会会議規則第119条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

- 議長（稲井議員） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
よって、平成18年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

午後5時14分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年9月15日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

